

Title	大陸封鎖令 (上)
Sub Title	
Author	阿部, 秀助
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1921
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.15, No.5 (1921. 5) ,p.617(25)- 635(43)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19210501-0025

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ない資本は本國に回收されることゝ爲つた。此事は自ら英國の對外放資に或る程度の伸縮性を保たせる所以と爲つたのに相違ない。然しながら對外放資の利子収益の内から各種の債務を決済して、其上に新しき放資に供される金額は必ずしも多きを期し得られない。此金額の許す範圍内で對外放資に伸縮性を保つたとしても、果して國家の事變に臨んで、貸借の均衡が破れた場合に、之を立て直すことに就て、幾何の資する所があるであらうか、一個の問題であつて、斯く考へ來つたならば、對外放資に對して、自由放任主義が破れ、之に代つて國家干渉主義の行はれるに至ることを想像するのも自ら道理ありとす可きである。

大陸封鎖令 (上)

阿部 秀助

Zwo gewaltige Nationen ringen

Um der Welt alleinigen Besitz;

Aller Länder Freiheit zu verschlingen,

Schwingen sie den Dreizack und den Blitz

Schiller.

春尙は闌なる五月五日空しく恨を飲んで離れ小島の露と消し「ナポレオン」二世の事業中、殊に吾人にとりて興味淺からざるを彼の大陸封鎖令となす、論者は茲に此法令が果して如何なる動機の下に生れ如何なる影響を當時の歐洲諸國に與え

しやを立論し、以て此偉人の百年祭に對する心ばかりの手向となさんと欲す。(註)

註、千八百二十一年五月五日 force d'armes を終焉の辭として思出多き五十一ヶ年九ヶ月の生を終りし「ナポレオン」に於りて約六年有餘に亘りし孤島の生活は精神的にも肉體的にも遺瀾なる煩悶苦悶の種子を蒔きしものなりとす、現に佛蘭西の歴史家にして殊に史上の人物の死因を研究するに非凡の認識力を有する「ドクトル、カバネス」が「ナポレオン」の死因を文獻上より考察せし結果從來、一部の歴史家によりて主張せられし單純なる胃病説の何等根據なきこと明かなると共に、此偉人の壽命を奪ひしものは胃痛たること最早一點の疑なきに至れり、殊に「セント、ヘレナ」の氣候は彼れの病を益々悪化せしめしものにして、此點より見れば「ナポレオン」が「セント、ヘレナ」に配せられしことは死刑の宣告を受けしと同一の結果たり、尙ほ今日の醫術より觀察して彼の壽命を數年の後に延ばし得るやに就きて「カバネス」の答は「セント、ヘレナ」に於ける當時の生活狀態の下には到底不可能にして局部切開の如きも却つて彼れの死を速かならしむるに過ぎずと云へり、況んや「ナポレオン」には上述べしが如き胃痛以外に青年時代よりの慢性的の肝臓病あり、彼の顔色が常に黄色を呈せしは彼れの南方生れの故にあらずして、實に此病のなせし處なりとす、「ナポレオン」は死の運命の既に其身に迫りしを自覺せしにや、四月十七日親しく遺言狀を認め其遺産を生前彼れの爲めに盡せし人々に分配せんことを以てせり、斯くして彼れが千八百十五年「年」巴里を去る際に當時の有力なる銀行家にして且つ自由主義の政治家「ラフェット」

に托せし預金六百萬法の中「モントロシ」伯は二百萬法、「マルトラン」將軍に五十萬法、「ラス、カヅ」伯は十萬法、待從の「マルシヤン」は四十萬法を受くるに至れり。

千八百六年十月十四日普魯西及「サクセン」の聯合軍十四萬二千人を「エーナ」及「アウエルステット」「ワイマル」を去る三哩の地にある一村に破りし、「ナポレオン」は先づ「サクセン」を中立國たらしむることによりて後顧の憂を除くと共に十月二十七日を以て伯林に侵入し次で翌十一月二十一日同市より大陸封鎖令を公布するに至れり、之れ實に此法令が一名伯林勅令と稱せらるゝ所以なりとす、而して英國に對する鬭争的手段たり間接射撃たる同令の意義及内容に就きては先づ第一に英國封鎖の宣言を發すると共に、更に之れを有效ならしむる手段方法としては次に述ぶるが如きものあり、即ち人事に關するものとして、苟くも英國に國籍を有するものにして佛軍又は之れに味方せる聯合軍の占領地域に存するものは其階級と職業の如何を不問、總て捕虜とすること、更に物件に關するものとして、(一)英國との書信の往復は一切之れを禁止すること、即ち書狀又は小包にして英本國及英本國以外にある英國人に差出さるゝものは勿論英語にて認められしものも

總て郵便物として一切取扱ふことなく、若以上の規定に違犯せしもの發見せられし場合には即次沒收すること、(二)英本國又は之れが殖民地より直接佛蘭西の諸港に入らんとするもの又は此規定公布後尙ほ碇泊せんとするものは共に之を許さざると共に、若偽證によりて以上の規定に背きしものは直ちに之れを拿捕し、其船舶及積載せる貨物にして英國人の所有たることを明白なりし場合には之れを沒收すること、此點に關して千八百七年十一月二十三日の「ミラノ勅令は更に嚴密なる規定をなせり、即ち佛蘭西の諸港に入らんとする船舶にして其以前英國方面にありしものは其船舶が積載せる總ての貨物を沒收す、故に何れの船舶を不問其船舶が佛蘭西の港に入らんとする日に豫め船長は其船が何れの方面より來り何れの方面に赴くものなるやの明細書を到着港の税關吏に提出せざる可からず、若其明細書と事實と符合せざること發見せられし場合には船長は六千法の罰金に處せられ、即次之れを支拂ざる場合には其支拂を完了する迄、留置せらるゝものなりとす、又其船舶が積載せる貨物は英本國又は之れが殖民地より齎らされしものにあらざる確證を得る迄、税關に於て保管せらる、尙ほ佛蘭西方面に於ける代

理商の許に到着する貨物は單に其貨物の送り主が英本國又は之れが殖民地の商人にあらざることを證明するを以て足れりとせずして同時に何れの方面より送り來りしものなるか、又其貨物を輸送し來りし船舶の名稱をも併せ通告せざる可からざりしものなりとす、(三)貨物倉庫、商品及各種の財産にして英國人の所有にかゝるものは總て分捕品として取扱ふこと、又英國との通商が禁止せられし結果、苟くも英國品たり或は此國の工場又は之れが殖民地より齎らされしものも總て以上と同一の取扱を受くるものなりとす、次ぎに是等敵國品とし沒收せる物の處分法と、爭議の發生せし場合に之れを決定する處分權の所在に就きては先づ第一の處分法は總て分捕品より生ずる價格の半分を敵艦隊或は之れに類似せる事故によりて損害を被むれる佛蘭西商人に對する賠償金に充つること、第二の點に關しては總て佛蘭西又は佛蘭西軍によりて占領せられし地域内に發生せる爭議は巴里の捕獲裁判所に於て之れを決定し、以太利方面の事件は總て「ミラノ」の捕獲裁判所に之れが決定を仰ぎしものなりとす、最後に此法令を公布せし主なる理由として「ナポレオン」が指摘せしもの二つあり、即ち其一は文明諸國に於て承認せ

らるゝ國際法の原則を英國が遵守せざることを、即ち之れが例證として彼れが指摘せし處は英國が商船の乗組員或は自己の商用の爲め旅行する商人の如き何等戰闘員にあらざるものを捕虜とすること、又、單に敵國政府の所有にかゝる船舶又は財産のみに適用せられる可き捕獲權を商船又は一私人の財産上に適用するに至れることを以てせり、更に第二の點は所謂封鎖權の濫用にして、例者、此權限内に何等武装せざる都市、商港、港灣、河口等をも編入し、又、自國の武力によりて事實上封鎖し得ざる方面をも封鎖地域なりと宣言するが如き何れも國際上の背犯行爲なりと云ふにあり。(註)

註 F. W. Ghillany, Europäische Chronik. B I s. 454.

Dr A. v. Pez u. P. Dehn, Englands Vorherrschaft. B I s. 232-233 u. 237

R. Hoemiger, Die Kontinent alsperre in ihrer geschichtlichen Bedeutung. S. 2.

二

既に「ナポレオン」が大陸封鎖令公布の理由中に敵國の武器を以て敵國を制すと云へるが如く、此國際的武器は「ナポレオン」は勿論、彼れに先んじて此政策を實施せ

し國民公會又は都督政府の創意にかゝるものにあらずして、寧ろ之れが對岸に於ける英國の傳統的政策として過去に於て屢々實現せられしものなりとす、例者女王「エリザベス」は千五百八十九年西班牙に向つて平和を強迫せんが爲め同國に穀物を輸送せし途次にありし「ハンザ」の船舶六十艘を自國の艦隊をして差押せしめしことあり、又、其後約百年即ち千六百八十八年の名譽革命後、時の英國王「ウィルム三世」は同國に於ける商人連より強迫せられて、佛蘭西と自餘の諸國の間に存せし取引を破毀する爲め、先づ佛蘭西を封鎖して、總て同國方面に通航せし船舶を逮捕し其貨物を沒收すると共に、他面、中立諸國の商業を壓抑する爲め千六百八十九年八月二十七日を以て斯くの如き行動をとるを悦ばざりし和蘭を促がして之れと同盟規約を締結するに至れり、殊に此政策の踏襲者は少「ピット」にして、彼れは千七百八十年英國が「丁抹」を締結せし條約中に穀物を以て戰時禁制品と見做さざる規定の存するを以て自國の對外的行動上不便少からずとなし、遂に千七百九十三年七月を以て佛蘭西に對して「敵國を強迫する爲めには其國に向けらるる穀物の輸入を禁止し得可し」との一新原則を構成するに至れり、即ち彼れが當時主張せ

し要點は佛蘭西の穀物取引は今や一人の營業狀態を脱して英國を敵視する國家又は政府の事業となれり、故に同國に向つて平和を強迫する爲めには他方面よりの穀物輸入を嚴禁せざる可からずと云ふにあり、而して英國は「ピット」の此聲言及千七百九十三年二月一日に於ける國民公會の英國に對する宣戰布告に先ちて既に其前年即ち千七百九十二年の冬に佛國に對する穀物輸入を禁止し、且つ千七百九十三年二月には更に進んで英國の諸港内に碇泊せる總ての佛國船を拿捕し、同國との書信を嚴禁し、英國人にして貨幣、食料品、武器を敵國に送るものを以て叛逆的行爲と見做し、尙ほ佛蘭西本國に對する封鎖を更に之が殖民地に及ぼすに至れり、而して當時の英國は更に以上述ぶるが如き手段方法を有效ならしむる爲めに先づ千七百九十三年三月二十五日を以て露國と條約を締結し、此條約によりて英國は露國內の港に佛蘭西の船舶を出入せしめざること、佛國との取引殊に同國に對して武器及食料品を輸出することを嚴禁すること、及自餘の國家をして中立國なる名義の下に海上、其他の方面に於て佛國人の財産又は彼等の取引を擁護することなからしむ可しとの保證を得るに至り、次ぎに同年七月十四日の普魯西

との條約に於ても全力を以て佛蘭西との取引を破壊す可きことを以てし、其結果獨逸方面の輸出向工業の或者は少からざる打撃を被むりしものなりとす、然かも英國は單に以上兩國の援助を以て足れりとせずして、更に埃太利「サルヂニア」西班牙「シーリ」葡萄牙とも略ぼ大同小異の條約を締結せり。

斯くの如く佛蘭西を打破せんとする運動の策源地が近く對岸の倫敦に存することは、勢ひ佛蘭西人をして英國を咒はしむるに至れり、而して此間の消息を最も能く吾人に示すものは「ケルサン」千七百九十三年一月一日「ダントン」千七百九十三年一月三十一日「バーレル」千七百九十三年八月一日等の士の英國攻撃論となす、斯くて排英的思想が佛國の社會に漲るに至りし結果、國民公會は一面、瑞典及丁抹よりの穀物輸入を容易ならしむる方法を講ずると共に、更に他の一面に於ては外國方面に穀物を輸出するものを死刑に處し、更に從來佛蘭西と英國側に加せし諸國との間に締結せられし條約を破毀すると共に、英國は勿論之れに味方せし諸國よりの貨物の輸入を禁止し、加ふるに千七百九十三年九月二十一日の「バーレル」の建議に基づき國民公會は一種の航海條例なるものを公布せり、此條例は彼の「クロ

ムッセルの航海條例に比すれば多少寛大なりしものなりとす、其後、或意味に於て大陸封鎖令の先驅者と稱せらるる都督政府は千七百九十六年一月一日を以て總て佛國に向けらるる英國品は之れを排斥すると共に、是等の貨物を積載せる船舶にして發見せられし場合には即次之れを拿捕す可きことを以てせり、殊に同政府は同年十月三十一日を以て益々以上の規定を勵行せり、之れを要するに千七百九十三年の佛蘭西の航海條例より「ナポレオン」の大陸封鎖令に至る迄、英國に對する佛蘭西の闘争的手段は英國方面よりの輸入品にして換言すれば國民公會、都督政府及「ナポレオン」は單に英國に學びしものにして、彼等は敵國製の七首を以て敵國の咽喉を扼せんとせしものなりとす、論者は次ぎに「ナポレオン」が斯くの如き政策を弄するに至りし動機に就きて論せんと欲す。

三

中世紀末即ち千三百三十七年より千四百五十三年に亘りて約百有餘年英、佛兩國の間に戰雲の深し百年戰爭の昔は姑らく之れを描くも、近世史上に於ても兩國の衝突は依然として繰り返されしものにして、今、其主なるものを擧ぐれば左の如し。

名 稱	繼 續 年 限
西班牙王位繼承戰爭 (一七〇一—一七一四)	十三年
奧太利王位繼承戰爭 (一七四二—一七四八)	六年
七年 戰 争 (一七五五—一七六三)	七年
北米獨立戰爭 (一七七八—一七八三)	五年
「ナポレオン」戰爭 (一七九二—一八一五)	二十三年
合 計	五十五ケ年

即ち以上の表が示すが如く千七百一年より千八百十五年に至る百十六年間、其半數即ち五十五ケ年間は英、佛兩國が交戰的狀態の下に存せし時期にして、兩國は單は干戈を交へしのみにあらずして經濟上に於ても常に軋轢を繰り返し殊に之れが最も甚しきを加ふるに至りし時期は「コルベール」以來なりとす、彼れは佛國産業を保護し發達せしむる爲め千六百六十七年を以て英國方面より輸入せられし羊毛に高率の關稅を課するに至りしかば英國は千六百六十九年を以て兩國の間に

互讓的の通商條約を締結せんことを以てせしめ、ヨルベール¹の納るゝ處とならざりし結果、英國は遂に千六百七十八年より千六百八十五年に亘りて佛蘭西方面との取引を禁止し、更に佛國が千六百八十七年、絹物類に對する關稅を倍加するに及んで英國は之れに對する報復手段として千六百八十九年を以て宣戰を布告するに至れり、其後、幸にして平和は兩國の間に回復せられしも、商業上の敵視的狀態は依然として存せしを以て英國人は彼等の貨物を和蘭を経て佛國方面に密輸入せしが、佛國政府は千七百一年を以て殆んど總ての英國品の輸入を禁止するに至れり、然るに其後佛蘭西の英國に對する態度は稍々軟化し來り、其結果千七百十三年の「ユトレヒト」條約は英國に約するに千六百六十四年及千六百九十九年の關稅率に復舊す可きことを以てし、殊に佛蘭西大革命勃發前即ち千七百八十六年を以て英、佛兩國の間に締結せられし通商條約は佛國方面の大地主及「フザオクラット」の徒に多大の援助を仰ぎし結果、佛國方面にとりては不利益の點例者、佛國産葡萄酒の英國方面に輸入せらるゝ場合に於て條約面は葡萄牙産と同一の低率なる關稅を課することを約せしに不拘、然かも事實に於て後者は特惠關稅の恩惠を被むれ

り、又、佛國産の生糸、絹物類の輸入禁止を解除せざりしが如きありしに不拘、英國方面に對して此條約の及ぼせし效果の大なりしことは佛國方面に於ける輸出高の増加に徴して知ることを得可し、即ち千七百八十九年に於て佛國方面より英國へ向けられし貨物の總額二千九百萬麻に對して英國方面より佛國に輸入せられし額は四千七百萬麻以上に達せり、隨つて英國の製品殊に同國方面より輸入せられし毛織物及綿織物の増加せし爲に事實「ルアン」「アベグイユ」「アミヤン」等に於ける製造工業は尤なる打撃を被むるに至り、彼等は已むなく北米方面に其販路を求めしものあり、斯くの如く千七百八十六年に於ける通商條約は英國に對して有利なる結果を齎らせしに不拘、當時英國人が尙ほ之れを以て満足せざりしことは千七百八十七年「ドクトル」「ワトソン」が同國下院に於て叫びし言即ち佛蘭西の繁榮は英國の滅亡なり、佛蘭西は英國にとりて共に天を戴くこと能はざる敵にして、彼等は佛國方面よりの輸入を禁止することによりて尤なるを得可し、(註)に徴して知るを得べし、殊に自由、平等、博愛を佛國の内外に内つて熱烈に宣傳せし革命政府が保護主義に傾きしことは、例者國民議會が千七百八十九年十月を以て宮廷及代議

士が總て内國品を使用せざる可からざるを可決せるが如き、殊に佛國製の衣服を纏はざるものは之れを以て祖國に對する叛逆者と見做せしが如き、著しく自由主義を採るに至る可しとの英國人の期待を裏切るに至り、茲に英佛兩國の間には政治上、經濟上、一大鴻溝の存することとなり、英國の對佛政策が益々硬化するにつれて、佛國方面の反抗的精神は益々旺盛となり、隨つて是等の排英主義の上に築かれし對英政策は當時の佛國としては此上なき人氣政策にして、而して、ナポレオンは今や此人氣政策の解決者として其史的運命を試むるに至れり。

千七百九十八年二月二十三日、ナポレオンは時の都督政府に向つて對英政策上の三段段即ち(一)埃及征伐(二)英國に對する直接的侵入(三)ハンブルグに至る迄大陸沿岸の封鎖を建議せり、而して第一の手段を實現せんが爲めに千七百九十八年五月十九日彼れは三萬二千の精兵を三十三艘の戰艦と八艘のフレガットに護衛せしめて密かに「ツローン」港を發せり、而して此計畫が多少永住的の意義を有せしことは一行中、二千の手工業者、商人、藝術家、學者の存せしを以て知るを得可し、ナポレオンは巧に英國側の警戒線を脱して同年六月九日「マルタ」を占領し、早くも同月三

十日を以て「アレキサンドリア」に上陸すると共に彼れが冒險的事業の一端を實現するに至りしかば彼れは其後「カイロ」に於て一新聞を發行して一般の民衆を煽動すると共に、他面「モンヂュ」の下に科學的研究を目的とする學會を組織し、之れより大いになすあらんとせし、彼れは、同年八月一日「アプキール」に碇泊せる佛國艦隊が「ネルソン」の爲めに打破せられしこと、彼れの近東政策上最も重要な意義を有せし土耳其が佛に背きて英露の兩國に味方するに至りし爲め、彼れの金字塔下に於ける事業を葬るの止むを得ざるに至り、彼れは空しく恨を飲んで翌九十九年十月九日再び故國の土を踏むに至れり、蓋埃及其者の國際政策上の價值に就きては彼れに先んちて、哲人「ライブニツ」の洞破せる處にして、即ち彼れが千六百六十九年「ルキ」十四世に呈せる建白書の中には、埃及を征服することは海洋と、印度の如き東洋方面の商業を支配することを意味し、加ふるに基督教國の覇權、土耳其帝國の廢址の上に築かれたる東方帝國の成立を意味するものなりとす、埃及の征服は彼の「アレキサンダー」大王の事業に匹敵する侵略的行動に其道を開くものなり、埃及を其手中に握りしものは以て印度洋畔の領土と、島嶼とを支配するを得可し、(註二)と

あり、而して「ナポレオン」の埃及觀が之れと大同小異の状態に存せしことは彼れが千七百九十七年八月十六日「ソレル」に與へし書中に「吾人は、遠からざる中に、次の如きことを認むるを得可し、即ち吾人にして英國を根本的に破壊する爲めには埃及を占領せざる可からず、今や廣大なる版圖を有する土耳其帝國は日一日に衰運に向へり、此際我等の「レヴァント」方面に於ける商業を維持する計畫を講ずることは我等にとりての義務なり、同時に埃及の占領は印度征服に第一步を進むるものなり」(註三)とあるによりて明かなり、要するに彼れが埃及侵入の目的とせし處は英國の「レヴァント」方面に於ける商業を破壊すると共に英國人を紅海方面より驅逐して、倫敦と「カルカタ」の間に強大なる佛蘭西の勢力範圍を築きて英國の殖民政策上に一大障害物を齎らさんとするにあり。

更に第二の手段に就きて彼れが試みし處を見るに千八百二年に締結せられし「アミアン」の平和條約は英、佛兩國人をして平和を樂しましむること束の間にして、既に其の翌三年には兩國間の和交破壊せらるゝに至れり、而して「ナポレオン」が英國侵入の計畫を實現せんとせしは實に此時期にして、彼れは先づ「ヘースチングス」

の對岸に位する「ブローロニ」に歩兵十三萬、騎兵一萬五千の大部隊を集中すると共に、他の一面に於ては佛國方面の海軍力を強大ならしむる爲め西班牙に對して戰艦の提供を命ずると共に、佛國內の各造船所に九艘の戰艦と千餘の上陸用短艇を造らしめたり、當時英國は殆んど五百餘艘の艦隊を以て此方面の警戒に任せし結果、是等の新造船を佛國の各造船所より「ブローロニ」に集中せしむることは甚しく難事中の難事なりしを以て、彼れは敵艦隊が佛國海岸に近づき得ざる暴雨風の際を利用して海岸砲臺援護の下に出來丈け海岸近くを航せしめて、同年九、十の兩月間に約千艘の短艇を「ブローロニ」に集中せしむるに至れり、然かも斯くの如き行動は、ともすれば敵艦隊の警戒を晦し得る小形の短艇に適用し得可きも然かも戰艦に對して同一の方法る以てすることは甚しく困難なり、故に「ナポレオン」は結局此方面に於ける敵艦隊の勢力を減少せしむる方法として、愛爾蘭及「レヴァント」方面牽制運動を試みしも、敵艦隊の乗ずる處を空しく、余をして僅かに六時間此海峡の支配者たらしめば、余は世界を支配せんとすの嘆聲裡に彼れは二年餘を経て此計畫を葬むるの止むを得ざるに至れり、斯くて彼れは「不能」の二字を英國に

於て見出すに至り、其失望、其苦痛は此時期に於て最も大なりしものなる可し、但、英國に對する佛國側の直接的侵入は彼れの時代に始まりしものにあらずして既に佛蘭西革命の初期に存せしものなりとす、即ち千七百九十六年に於ける國民公會の計畫の如きは之れが著しきものにして當時は「ナポレオン」の際に比すれば遙かに容易なりしが如し、蓋米大陸に於ける英國殖民地の獨立運動が佛國側の同情の下に成功せしことは多年壓抑せられし愛爾蘭人に非常なる感動を興へ斯くて彼等は佛國革命發生と共に専ら佛蘭西に接近し、其結果、千七百九十六年の春を以て「ブッシュェラルド」卿と「オコンノール」とは密かに巴里に來りて時の都督政府と同盟を約し、其結果佛國艦隊は愛爾蘭に於ける獨立運動の援助者として「コルク」市の西南隅にある「バントリ」灣に達せしも、風烈しかりし爲め上陸不可能なりしと共に、船内に貯ふる糧食乏しかりし結果、其任務を果さずして本國に歸航するに至れり、次で千七百九十七年の夏、再度一萬五千の佛軍は和蘭艦隊擁護の下に「テクセル」港を出發せしか「カムバーダウン」の附近にて英、蘭兩艦隊の激戦となり、爲めに此計畫は中途にして挫折し加ふるに同年九月十八日佛國側の勇將「オーシユ」世を去り

し結果、以上の計畫も亦た遂に實現せられざるに至れり、只だ其後千七百九十八年五月二十三日愛爾蘭獨立運動勃發せし際には佛軍の出動を見しも其兵數餘りに小かりし爲めに、却つて英軍に破られ何等有效なる援助を興へざりしものなりとす。

以上述ぶるが如く第一策に失敗し第二策に躓きし「ナポレオン」は更に第三策として大陸封鎖令を實行するに至れり、而して彼れをして第三策を採らしめし理由は單に第一、第二の策に失敗せし爲めのみにあらずして、更に當時佛蘭西の内外に於ける識者の英國觀が彼れの決心を促せしこと大なりとす、故に論者は次ぎに當時に於ける有名なる論客の英國觀を紹介せんと欲す。

註一、Clément, Histoire du Système Protector en France, s. 79.

註二、v. Peetz-Dehn, England Vorherrschaft, Bl. s. 67.

註三、v. Peetz-Dehn, s. 67.